

3月
定例会



VOI.28

いかた 議会だより

平成24年(2012年)5月20日

発行 愛媛県伊方町議会

編集 議会だより編集委員会

電話 ㊟-0211(内線410)

㊟-2662(直通)

東北地方へ視察研修に行ってきました。



積み上げられた瓦礫の山(南相馬市)



女川原子力発電所にて



津波によって流された
PR用巨大缶詰(石巻市)



女川町役場(仮設庁舎)にて



瑞巖寺の臥龍梅(松島)



ビルの残骸(女川町)



被災した住宅地(石巻市)



被災した女川町役場庁舎を遠望

(関連記事は7~8頁)

今回の主な内容

3月定例会の動き・主な決定事項	2P
平成23年度補正予算・平成24年度当初予算・議会日誌	3P
一般質問	4P~5P
研修レポート(愛南町視察)	6P
研修レポート(宮城県女川町視察)	7P~8P



3月定例会の動き

第28回定例会は、3月8日～13日開催

報告2件、条例14件、補正予算12件、当初予算13件、契約1件、人事1件、発議7件
(すべて原案可決・同意しました)

主な決定事項

報告

町長の専決処分事項報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき議会の議決により指定された町長の専決処分事項の同条第2項の規定による報告

平成24年度伊方町土地開発公社事業計画書の提出について

地方自治法第243条の3第2項の規定により事業計画書を提出

条例

伊方町税条例の一部を改正する条例制定について

地方税法の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の施行に伴う一部改正

たばこ税率

1,000本に付き、
4,618円↓5,262円
2,190円↓2,495円
町民税個人均等割
3,000円↓3,500円

伊方町保育所条例の一部を改正する条例制定について

塩成保育所の廃止に伴う一部改正

伊方町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例制定について

入院分の医療費助成の中学校卒業までの拡充に伴う一部改正

伊方町下水道条例の一部を改正する条例制定について

下水道法施行令の一部を改正する政令の施行による、水質の排除基準変更に伴う一部改正

伊方町小規模下水道条例の一部を改正する条例制定について

大成処理場の新設に伴う一部改正

伊方町営住宅条例の一部を改正する条例制定について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う公営住宅法の改正及び高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正に伴う一部改正

入居者の資格要件
法律事項↓条例事項

伊方町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定について

奨学資金の貸付に必要な資金を確保するために基金の額を増額
基金の額
4億8,700万円↓
5億1,600万円

伊方町教育活動指導員設置条例の一部を改正する条例制定について

教育活動指導員事業の円滑な運営を図るための一部改正

伊方町公民館条例の一部を改正する条例制定について

社会教育法の一部改正により、公民館運営審議会委員の委嘱基準を定めることに伴う一部改正

伊方町立図書館条例の一部を改正する条例制定について

図書館法の一部改正により、図書館協議会委員の任命基準を定めることに伴う一部改正

伊方町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

伊方上水道事業、三崎上水道事業及び瀬戸簡易水道事業の伊方町上水道事業への一本化に伴う一部改正

伊方町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

伊方上水道事業、三崎上水道事業及び瀬戸簡易水道事業の伊方町上水道事業への一本化による給水区域の名称変更に伴う一部改正

伊方町水道事業の剰余金の処分等に関する条例制定について

地方公営企業法の改正により、利益剰余金の処分及び欠損の処理並びに資本剰余金の処分及び欠損の処理について制定

伊方町国民健康保険診療所の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について

診療報酬算定方法の厚生労働省告示に伴う一部改正

契約

伊方町特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の変更締結について

変更前
2億8,000万円
変更後
2億3,330万円
(事業量変更による減額)
日本下水道事業団

人事

伊方町教育委員会委員の任命について

三崎 土居由美氏

発議

「社会保障と税の一体改革」に関し、地方の意見の十分な反映と地方税財源の充実強化を求める意見書の提出について

国の緊急経済対策に係る基金事業の恒久的な国庫負担を求める意見書の提出について

障害福祉サービスのうち訪問系サービスに設定されている国庫負担基準に関する意見書の提出について

農業農村整備対策の推進を求める意見書の提出について

サイバー攻撃・情報保全対策に関する意見書の提出について

受診時定額負担導入に反対する意見書の提出について

子どもに対する手当財源の地方負担に反対する意見書の提出について

以上、7議案

原案どおり可決

平成24年度 伊方町会計別当初予算総額

(単位：千円)

区分	会計名	平成24年度 当初予算額A	平成23年度 当初予算額B	比較	
				A - B = C	C/B×100(%)
普通会計	一般会計	10,945,600	9,346,672	1,598,928	17.11
	学校給食会計	39,067	41,877	△2,810	△6.71
	住宅新築資金等貸付事業会計	1,045	1,307	△262	△20.05
	計	10,985,712	9,389,856	1,595,856	17.00
特別会計	国民健康保険会計	2,556,637	2,390,374	166,263	6.96
	(事業勘定)	1,877,697	1,722,261	155,436	9.03
	(直営診療施設勘定)	678,940	668,113	10,827	1.62
	港湾整備事業会計	20,538	12,303	8,235	66.93
	後期高齢者医療保険会計	169,984	158,741	11,243	7.08
	介護保険会計	1,071,677	1,060,338	11,339	1.07
	介護サービス会計	15,244	15,906	△662	△4.16
	公共下水道事業会計	491,397	633,382	△141,985	△22.42
	小規模下水道事業会計	48,755	154,505	△105,750	△68.44
	特定地域生活排水処理事業会計	39,670	49,030	△9,360	△19.09
	風力発電事業会計	44,709	44,209	500	1.13
	計	4,458,611	4,518,788	△60,177	△1.33
	企業会計	水道事業会計	350,960	404,779	△53,819
計		350,960	404,779	△53,819	△13.30
合計		15,795,283	14,313,423	1,481,860	10.35

平成23年度補正予算

診療所維持管理繰出金等を追加し
一般会計予算109億2,751万円に

(単位：千円)

会計名	補正額	補正後
一般会計(第5号)	67,028	10,927,510
国民健康保険特別会計(第4号) 事業勘定 直営診療施設勘定	△25,145 △31,945	1,886,392 639,933
学校給食特別会計(第2号)	△3,294	38,744
後期高齢者医療保険特別会計(第3号)	△4,357	154,408
介護保険特別会計(第4号)	△7,470	1,097,551
介護サービス特別会計(第2号)	△1,602	11,904
公共下水道事業特別会計(第2号)	△8,168	519,232
小規模下水道事業特別会計(第2号)	△10,740	136,487
特定地域生活排水処理事業特別会計(第1号)	△19,236	29,794
風力発電事業特別会計(第2号)	2,088	48,679
住宅新築資金等貸付事業特別会計(第1号)	15	1,322
水道事業会計(第2号) 収益的支出 資本的支出	△22,134 △3,217	276,599 110,694

一般会計補正予算の主な内容

(単位：千円)

事業内容	予算額
診療所維持管理繰出金	14,000
水道事業会計補助金	21,592
八幡浜地区施設事務組合負担金	108,513

議会目録

2月19日	生涯学習推進大会	14日	例月現金出納検査(監査委員)
21日	県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会(松山)	16日	中学校卒業式
22日	福岡県八女市議会行政視察	18日	伊方町消防団出初式
24日	県町村議会議長会定期総会(松山)	19日	八幡浜地区施設事務組合議会定例会
27日	議会運営委員会	22日	小学校卒業式
3月1日	三崎高等学校卒業式	22日	伊方原子力発電所環境安全管理委員会(松山)
2日	議員全員協議会	27日	八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議会定例会
6日	県過疎地域自立促進協議会定期総会(松山)		町環境監視委員会
8日	第28回定例会	28日	県町村監査委員協議会第12回定期総会(松山)
9日	南予水道企業団3月議会定例会(宇和島)	29日	塩成保育所閉所式
12日	合同委員会	30日	辞令交付式(退職者)
13日	第28回定例会		



全国町村議会議長会表彰を受賞しました。

一般質問

通告概要

篠川長治議員

- 伊方原子力発電所の安全性等について
- 伊方町集会所条例、伊方町集会所条例施行規則、伊方町集会所整備事業要項等について
- 町道灘線改良工事(湊浦)関連等について

篠川長治議員



伊方原子力発電所の安全性等について

問 (1) ストレステストを原発再稼働の可否判定に用いる事は、本質的に無理があると専門家からは、疑義の声が上がっています。

①建設省地震計ネットワーク情報によると、震度6弱は最大加速度520ガル〜820ガ

ル程度、震度6強は最大加速度830ガルから1500ガル程度、震度7は1500ガル以上。この事から、3号機の基準地震動は震度6弱の範囲となります。耐震余裕度が基準地震動570ガルの1・50倍。いわゆる855ガルの揺れで炉心が損傷すると保安院は評価しています。

②四国電力は、従来どおり耐震性を住民に分かりやすい「震度と最大加速度」で公表すべきであると思います。

③四国電力が提出した、伊方原発3号機のストレステストに関連して、メディアの取材に再稼働の条件として、万一事故が起きた場合には、国が全て責任を持つとの内容を書面で行ったきたい等と町長は述べていますが、伊方原発に万一など決してあってはなりません。

(2) 試験片の温度から推定する圧力容器の脆性遷移温度は、93度を超えない事が、強度維持の目安のようです。四国電力はこの温度をどのように考えているか。

(3) 清水タンクは山際にあるように見えます。梅雨時期のような地盤が緩んでいる時期に震度6強以上の地震動では、深層崩壊等も起きかねません。表層の地滑りでもこの清水タンクが被災した場合、炉心冷却が困難となる事が考えられます。3号機の初臨界は1994年3月であるから、この際、新しい知見で評価し、万全を期すべきだと思います。

(4) ①伊方原発の運転員は、発電プラントのいかなる緊急事態にも十分に対応できるか。

②福島第1原子力発電所では、自然災害で全電源の喪失等の複合災害ではフェイルセーフシステムは機能しなかった。また、東電幹部が各機能を十分に理解しておらず、運転員も操縦に習熟しておらず対応出来なかった。この事について、町長の見解と伊方発電所への対応について答弁を求めます。

答 (1)伊方原子力発電所を立地する伊方町にとりましては、伊方発電所の安全性の確保は、町民の安心・安全に直結する重要な問題です。私は、福島の事故を重く受け止め、四国電力に対し、国や県の指

導監督のもと、これまで以上の安全対策に万全を期すると共に、住民の不安解消のため、積極的な情報の公開と丁寧な説明により理解促進に努めるよう、あらゆる機会をとらえて、要請をしています。私としては、ヨーロッパ諸国で導入されたストレステストを参考に、新たな手続き・ルールに基づく安全評価が行われ、原子力発電施設の安全性に關して、新たに重要な指標が示される事になりますので、住民の安心と信頼の確保に繋がる有効な手法のひとつであると認識をしています。

①地震の揺れに対する建物のひずみを考慮して、耐性評価を改めて行ったところ、1・5倍になったとの報告です。なお、基準地震動570ガルについては、四国電力はこれまで、伊方発電所の敷地周辺の地盤や活断層を最新の技術を駆使して適切に評価し、発電所の敷地に大きな影響を与えると予想される地震を選定した上で、地震動を評価したものであると説明しています。

②震度とガルは、算出条件が異なる為、その関係は明確ではありません。そのような事から、四国電力では、耐震性について基準地震動を570ガルと公表していますが、仮に伊方発電所に非常に硬い岩盤での基準地震動570ガル

を平均的な地盤において、震度を試算しますと、震度7に相当します。

③議員は、私の発言の一部を取り上げて、指摘をされました。この事は、国がストレステストの審査結果に基づいて、発電所の再稼働について、判断をされる際には、伊方発電所の安全対策が万全である事が最優先の条件と考えるからです。国の判断については、その確固たる決意と責任を明確にさせていただき、将来政権が代わっても、その責任を重く受け止め、引き継いでいただく為に、書類を求める必要があるとの考えに基づく発言です。

(2)伊方発電所の結果については、運転期間の経過に伴う、温度の上昇は緩やかであり、国内脆化予想データを上回っておらず、特異な脆化も認められていない事から、四国電力は安全性の確保に支障はないとの見解です。また、現時点における技術基準では、脆性遷移温度、そのものについての基準は設けられていない状況から、四国電力が温度の基準を定める必要性について、私が意見を申し述べるつもりはございません。

(3)今後、ストレステストの検査結果に基づき、必要とされる追加の対策については、国の指示に基づくものや四国

電力が独自に行うものなど、その報告が上がつてくると思っていますので、今の議論に異議は認められない為、答弁を差し控させていただきます。

(4) 発電所の設備を刷新したり、追加の安全対策を行う事で、安全性を向上させたとしても、その運用にミスがあつてはなりません。私は、これまでもヒューマンエラーが大きな問題であると思つていますが、四国電力に対しても、その対策を十分に行うように申し入れをしています。そのような事から、四国電力では、運転訓練シミュレーターを用いてのプラントの基本的な起動、停止操作から複雑な事故、故障対応操作までの訓練を実施し、様々なバターンの訓練を行う事で、万一の場合にも運転員は十分な対応が出来る状況との見解ですが、現状に慢心する事なく、今後とも十分な訓練を実施し、運転員の習熟度を高めるよう、申し入れもしています。(町長)

伊方町集会所条例、伊方町集会所条例施行規則、伊方町集会所整備事業要項等について

問 伊方町の各集会所は地縁団体も含めて、地区住民が自主的に地区自治活動の拠点として

て使用するために設置したものであると思つています。よつて、地区自治活動の範囲において、条例は、平等でなければならぬと思つています。

(1) 地縁による団体、法第260条の2の説明を求めます。
(2) 湊浦ふれあいセンターの建築にあつて、昭和46年度に旧集会所施設が県の補助金を受けており、再度の補助金制度がなかった等から、伊方町地区自治振興事業実施要項、第9条、第10条及び第11条第2項第6号の地区自治活動に要する経費の交付を受けています。この事は、自主的に地区自治活動の拠点として使用するために設置した施設である事の証であると思つています。
(3) 町長は、地縁団体である事を理由に政策で不利な扱いをする等は明らかに差別であると思つています。
以上について、町長の見解と答弁を求めます。

答 (1) 地方自治法260条の2は、地縁による団体の規定です。その内容を分かります、3つに分けますと、
①地縁団体は、町または字の区域、その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体である事。

②地縁団体は、地域的な共同活動の為の不動産または、不動産に関する権利等を保有する

る為には、市町村長の認可を受ける必要がある事。
③地縁団体は、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。という内容の規定です。一方、同条第6項には、当該認可を受けた地縁団体を公共団体その他の行政組織の一部とする事を意味するものと解釈してはならないとの規定もございます。

(2) 伊方町の構成員であるのは、町民の一人ひとりであつて、地縁団体が構成員であると言われているのであれば、議員の主張は無理があるものと思つています。つまり、先程説明しました地方自治法第260条の2第6項の当該認可を受けた地縁団体を公共団体その他の行政組織の一部とする事を意味するものと解釈してはならないとの規定によるものです。また、湊浦一地区が自治活動の拠点として、使用する為に設置した施設であり、その建設費の財源として、地区自治活動促進補助金を活用されたことは、私も認識をしていますが、私も認識をしながら、地区自治活動促進補助金を活用して建てた建物は、町の集会所と同様の扱いとしなければならぬという主張も話の次元が違うと思つています。

(3) 判断については、全て法令等に照らして行つてい

のであり、決して私の個人的な感覚で判断したものではありません。と申し上げておきます。最後に、議員が再三、同様の質問を繰り返されている背景には、湊浦ふれあいセンターを町内の集会所と同様に取扱いてもらいたい。そのようなお考えがあるものと推察していますが、そのお考え方が湊浦一地区住民の総意であつて、地縁団体が所有している湊浦ふれあいセンターを町が他の地区と同様に扱う事について、地縁団体から申し出があれば、協議の余地はあると思つています。是非、地元での意見集約を行つた後に、担当課へ申し出ていただきたい。(町長)

町道灘線改良工事(湊浦) 関連等について

問 町内に様々な情報があり、このような事態を憂慮されている住民の声もあります。町政の透明性確保など行政の見える化等の観点から、次の事項について、情報開示をお願いします。

- (1) 当該事業の費用対効果
 - (2) 各地権者の所有物件の単価の算定方法と単価
 - (3) 買収地積
 - (4) 工の事業に必要な面積
 - (5) 総事業費
- 町道灘線は、定期バス路

線、主要物流経路及び地域防災計画における主要道路に位置づけられている重要な生活道路であると共に、小・中学生の通学路です。

(1) 町道の改良工事については、住民の暮らしの安心と安全を確保するという大きな基本目標のもと、町道における通行の安全と道路利用者の不安の解消を図る為の事業であり、その効果は事故の発生を未然に防止する事で、評価されるものと考えますので、費用対効果は、私があえて説明する必要のないものと思つています。
(2) 用地買収検討委員会で、その買収価格等の検討を行い、決定する事になっていますが、委員会に提案する買収価格の算定にあつては、
①地目ごとに町が定めている単価
②不動産鑑定による鑑定価格
③工事されている地価評価価格
④近隣の実際の取引事例
これらを参考として、担当課で算出した価格が提案されています。

- (3) (4) 1700・86m²
 - (5) 測量設計、用地補償費及び工事費の合計金額は、5,635万3,701円。
- (町長)

議員研修 レポート

3月15日(木)、議員13名の参加を得て、愛南町へ視察研修を実施いたしました。内容は、議会傍聴と水産業振興についてです。2名の議員の研修レポートを掲載いたします。

小泉和也議員



「愛南町議会の視察研修に参加して」

去る3月15日に愛南町議会定例会の視察研修に参加しました。この度の視察研修は、議会改革に取り組み、議会の活性化を図ることを目的とし、議会で重要な議員の一般質問方式について研修する為、定例会の一般質問を傍聴させていただきました。

質問方式については、

1. 「一括質問一括答弁」方式

：まず議員が質問項目の全てについて一括質問を行い、次に理事者から質問に対して一括して答弁を受け、再質問へと続く方法。

2. 「分割質問分割答弁」方式

：質問項目をテーマごとに質問を行い、次に答弁を受け、再質問があれば行い、答弁を受ける。これを繰り返し行う方法。

3. 「一問一答」方式

：一問ごとに質問を行い、次に答弁を受け、再質問があれば行い、答弁を受ける。これを繰り返し行う方法。

4. 「一括質問一括答弁・分割質問分割答弁」方式

：最初の質問が「一括質問一括答弁」で行い、再質問から「分割質問分割答弁」で行う方法。

伊方町議会は、4. 「一括質問一括答弁・分割質問分割答弁」方式を採用し、質問は3回までとなっています。一度に複数の項目について答弁する事になると、的確な答弁でなかったり、時には答弁が無かったという問題が起きますし、傍聴者にとりましても、質問に対して答弁が分かりづらいものとなります。それに比べ、「一問一答」方式は、個々の質問事項ごとに理事者から答弁し、質問・答弁を繰り返す方式なので会話のように自然な質問形式です。また、1つの事項について深く掘り下げて質問が出来ますし、傍聴者にとりましても、質問に対して答弁が分かりやすくなります。愛南町議会の質問・答弁の方式は議員が選択出来るようにしており、「一問一答」方式も取り入れています。議会の傍聴して、「一問一答」方式の質問・

答弁は、簡潔に行われていて、1回の質問・答弁の時間は短く効率的に行われていました。議員一人に対して、質問時間は40分間で、一般質問をされた議員は、持ち時間を有効に使うため質問をされており、答弁は質問に対して的確に行われていたため、傍聴した私も答弁の内容についてよく理解出来ました。今回の研修は、伊方町議会の改革に対して、参考に出来る内容でした。今後は、議会運営委員として、伊方町議会の議会運営を今以上に円滑かつ効率的に行う為に、各議員と協議し、伊方町議会に合った議会の活性化に努めなければならぬと考えています。最後に、今回の研修に対して、ご協力いただいた愛南町議会はじめ関係者の方々に、心からお礼を申し上げます。視察研修の報告といたします。

吉谷友一議員



「議員視察研修を終えて」

議会の改革・議員の意識改革・資質向上が求められています。

今日、議員にとって議会活動のみならず、各種研修に参加し、学習研鑽する事も議員活動の重要な一つであります。そのような中、今回いち早く議会改革に取り組むと同時に主要産業の水産業において、愛媛大学と連携し振興を図っている愛南町での研修に参加する事が出来ました。その概要と感想について報告いたします。

まず、開通早々の高速道路を西予宇和より三間経由津島までと走行し、更に南へとバスを走らせました。道路網の整備により車・人の流れが大きく変わり恩恵を受ける地域、その反面経済が縮小する地域もある事を忘れてはならない。愛南町は、人口2万4千人、総面積239.62km²と我が町と比較し、ともに約2.5倍規模の愛媛最南の町であります。愛南町議会は定数20名であり、我が町議会と大きく異なるのは本会議での一般質問の形態であります。当町は、議会開会後通告締切し、質問者の希望により答弁一括、答弁分割の2方法であり、それぞれ質問時間も定められている事です。当日、一般質問者は7名で内5名が答弁分割でありました。質問内容につきましても身近な事案についての質問も取り上げられ議会活性化の一案になっているのではと参考になり、我が町議会も選択肢の一つである

うと思われま。ちなみに我が議会は開会前締切で答弁一括であります。

次に訪れたのは愛媛大学「南予水産研究センター」であります。四国有数の鰹の水揚げ地であり養殖業の盛んな当町が旧西海町庁舎を提供する事により、最先端の研究をし、その成果を地域水産業に応用・貢献し地域活性化に寄与するまさに産官学一体となった理想の地域振興策であり、将来のあるべき形態であろうと思えます。

我が町も地場産業が伸び悩む中、視点・発想を変えた物作りが求められる時代に対応するため、まずは町役場・議会・町民が一体となり自助努力する事が必須であろうと思えます。

終わりにあたり、今回の視察研修は議会・議員のあり方・地域振興のあり方のひとつの方法であり、我が伊方町においても町民の皆様からの提言も頂きながらともに歩んでいきます。



議員研修

レポート

4月18日(水)～20日(金)、議員14名の参加を得て、宮城県女川町へ視察研修を実施いたしました。2名の議員の研修レポートを掲載いたします。

中村敏彦議員



東北(南相馬・女川)への視察研修記

私達、伊方町議会は議員14名、職員2名の計16名で、去る4月18日～20日までの2泊3日で、東北は南相馬市と女川町そして松島の震災による現状とこれからを視察に参りました。18日は、朝5時30分に伊方庁舎前に集合し、バスにて松山空港へ。それから空路羽田へ、そして東京駅から新幹線「やまびこ」にて陸路仙台へ向かいました。仙台駅に着いたのは、午後12時30分でした。そこからは、貸切バ

スで、南相馬市の震災に遭われた町並みを視察しました。バスから見る景色は、テレビで見た以上に悲惨で目の前に次々と現れる街々が確かにここにあつたはずの家々が基礎部分だけを残し跡形も無く、所々に山のように積まれている残骸が、ある所では、木材のような可燃物、金属の不燃物、コンクリート殻、そして原形をとどめていない車両、中には消防車もありました。これらが本当に、一面何もなく、車道だけが残り、まるで新しく今から街を作るかのよう哀れに整地された広場に3階建てのビル位の高さで分別され積み上げられていました。すれ違う大型ダンプには、まだまだ多くの瓦礫が積まれています。報道によると、この瓦礫を、東京又は、全国の処理受け入れ地に運んで処理をしていただくとの事でしたが、東京にJRのコンテナ車で運ぶ、その費用等を考えると、ここに処理場を造り処理した方が現実的で、又、雇用の促進にもなるのになあとふと思いました。18日の日程はここまで。

翌、19日は朝8時に宿を出て女川町役場に着くまでは、被災地をバスから視察しました。どこを走っても何も無い畑か住宅跡か分からない。か



といつて海が見える訳でもない。口から出る言葉と言えば、「すごいな」、「あれは何や」、「んー」ばかりでした。昨日から、目に映る物全てが思っていた以上の悲惨さに、被災直後にはいっただいどなかったんだらう。この地震が伊方に来た時にはどうなるんだらう。毎日、毎日、大学の教授や学識経験者達がメディアに出ては、いろんな事を言っているが、その通りにはならないんだらうなと思いました。10時に女川町役場に着きました。役場も震災にみまわれ、高台にある小学校の一部にプレハブの仮庁舎を建て頑張っていました。女川町の議長・副議長・震災復興対策特別委員会委員長・議会事務局長・そして復興特別課参事さんの5名で対応をしていただきました。まずは、被災の状況、復興についてをお聞きいたし

ました。被災当日の23年3月11日午後2時46分は丁度3月の定例議会の最終日で、あと2、30分で閉会という時に大きな揺れが来て「延会の宣言をした」との事でした。その後、議員各地区に帰り、それぞれの地区にて救助活動をするという事で分かれたそうです。その中で、4人の議員さんが亡くなり、議長さん達3名それぞれ家が無くなり、現在も4畳半位の部屋に家族と住んでいるとの事でした。亡くなった(女川町では530名)方の多くが、地区の役員であつたり、消防団員であつたりして他の人を助けに行つて被災したとの事でした。そして、津波で流された場所は、国に購入してもらい新しくその代替えとして高台(約20m)を造り、そこを基準とした街作りをシミュレーションしているとの事です。これには、土地の問題や各地に散り散りとなつた住民の意思の確認等様々な課題が山積みしていますとの事でした。8年計画の中、早1年が過ぎ計画通りにやれるかどうか心配をしていました。役場を出て、高台から女川の全景を見ることが出来ました。きれいに片付けられたその場所の中に3階か4階建ての建物が横に倒れていて津波の凄さを見せつけられ

原子力発電所もあるという事を知らせるのもメディアの仕事だとも思いました。

最終日、20日は宿を朝8時30分に出て、「ああ松島や、松島や」の松島へ。ここは地震津波の影響はあまり無く「瑞巖寺・五大堂」の視察をいたしました。点々と浮かんでいく島々が盾となっておかげで大きな津波もなく被害も少なかったとの事ですが、牡鹿半島全体が地震で約1m下がったとの事でこの対策はどうするのかと思うのと、大変な被害に遭っている街、しかしその隣の町は何でもなかったりと自然の無情さを実感させられました。松島を10時に出て、今度は来た道を逆にして、伊方町に19時頃到着しました。

皆、無事に帰られて大変よい視察研修であったと思います。我が町にも原子力発電所があります。何時来るか分からない災害に対する考えが必要ではないかと思えます。それは、国であったり、県や町であったりします。ただ、この視察を終え思うのは、当たり前ですが「やはり命が一番大事だと、そして自分の命は自分で守る」との基本の考えをどうやったら出来るかを皆さん一人一人が考えておくべきかなと思います。ただ、いざとなった時、そこに手を伸ば

したら助けられそうな人がいた時どうするのでしょうか。難問ですが、答えは自分なりに出していただきたいと思えます。そして、原発が様々な疑問を我々に投げかけた今、皆さんとその答えを見つけたらと思います。

終わりに、『がんばれ東北』『とりもどそう 笑顔あふれる女川町』のスローガンの下、一日も早い復興と皆さんが元気いっぱいになる事、地震津波そして災害のない安全な日々が送れる事を願い、レポートといたします。

菊池孝平 議員



東北地方視察研修に参加して

4月18日から20日の間、議員14名の出席で、東日本大震災の現地視察及び復興に向けての町づくり意見交換会に参加してきたので報告します。朝5時30分、本町を出発。飛行機・新幹線を乗り継いで、仙台駅に着いたのが昼過ぎ。

どこか地震の被害が無いか街を見渡したが、思ったよりそれらしき被害状況は見受けられなかった。東北地方はわりと耐震化が進んでいるらしい。一路、福島県南相馬市へ向かう途中あちこちに仮設住宅が目に見え、国道6号線を進み海が近づくにつれ、現れてきたのが津波による被害、広大な面積の流失または冠水した水田や農地、流された住宅、初めて見る光景である。余りの被害に絶句して津波の甚大さに言葉が出ない。

翌日、19日は女川へ。途中、石巻市を通るがここも被害が凄い。打ち上げられた船舶、崩落した橋、基礎部分だけが残った住宅、積み上げられた車両の山々、瓦礫の巨大置き場、復興は未だほど遠いのか。女川町に到着。女川町役場の仮設庁舎で東日本大震災における被害状況等についてと、復興へ向けての町づくりについての説明を女川町の木村議会議長、酒井副議長、木村震災復興対策特別委員会委員長、尾形議事会事務局局長、柳沼復興推進課参事より説明を受けその後、現地視察及び女川町原子力発電所の視察研修を行いました。東日本大震災における被害状況等については、被害状況最大津波高14・8m。浸水区域320ha。被害区域

240ha。人的被害、町人口10,014名。死者行方不明者827名。生存確認数9,183名。住家被害数、総数4,411棟、全壊2,924棟、大規模半壊146棟、半壊201棟、一部半壊663棟、被害なし447棟、その他ライオン被害。以上のよう

に被害の無かった住宅は1割で、町全体が壊滅被害を受け消失している。女川町は集落がまとまっていて約8割が中心部に位置している。そこで、女川町復興計画では基本目標として「とりもどそう 笑顔あふれる女川町」復興の5つの柱、復興方針として「安心・安全な港町づくり(防災)」「港町産業の再生と発展(産業)」「住みよい港町づくり(住環境)」「心身ともに健康なまちづくり(保健・医療・福祉)」

「心豊かな人づくり(人材育成)」復興の考え方として居住地は、津波の被害を受けにくい集落背後地の高台への移転を図る。今後予想される世帯数の減少等を考えると、新しいコミュニティのあり方を十分に検討して、人々の強い意志と願いが尊重された、町と集落の新たな漁村像、地区協働のまちづくりに取り組む。町では、復興を達成する期間を平成30年度までの8年間でし、この期間を「復旧期」「基

盤整備期」「本格復興期」の3段階に分け、段階毎に必要な取り組みを実施する。役場での説明を聞き、町内視察へ出掛ける。始めに述べたように町は壊滅状態である。次に女川原子力発電所へ視察に。東日本大震災に伴う大津波は、東北の太平洋側に壊滅的な被害をもたらしたが、津波被害で明暗を分けたのが東京電力福島第一原子力発電所と東北電力女川原子力発電所、両発電所とも想定を上回る津波に被災しながら、女川の原子炉は冷温停止状態を維持した。コストより安全性を重視している結果だろう。女川の住民が360人も女川原発に避難してきたということは、それだけの信頼と安心安全があるからか。

次の日、震災復興観光地視察を行い、仙台を後にし、帰路に着きました。

